

平成 28 年 2 月 4 日

長野市社会福祉審議会
委員長 増山 幸一 様

長野市社会福祉審議会
障害者福祉専門分科会
会 長 寺田 裕明

長野市障害者基本計画の中間見直し、地域生活支援事業
の利用者負担の見直し及び障害者の在宅福祉介護料等の
支給のあり方について

平成 27 年 6 月 5 日付け、調査・審議を付託されましたこのことにつ
いて、本分科会で慎重審議した結果、次のとおり決定しましたので報
告します。

記

- 1 長野市障害者基本計画の中間見直しについては、別冊のとおりで
す。
- 2 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについては、資料 2 - 1
及び 2 - 2 のとおりです。
- 3 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方については、資料 2 - 3
及び 2 - 4 のとおりです。

地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて

障害者や障害児が地域社会で充実した生活を過ごすための支援として、法定の障害福祉サービスと市が独自に行う地域生活支援事業のサービスがあります。

長野市が実施している地域生活支援事業のうち、障害者や障害児が利用する移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業及び障害児自立サポート事業については、利用者負担を5%としています。

一方、障害福祉サービスの内容が充実し、地域生活支援事業と類似するサービスが増えている中で、障害福祉サービスの利用者負担10%との相違が生じていること、平成19年に利用者負担を5%とした負担軽減策が相当の年月が過ぎていることから、障害福祉サービスの利用者負担割合と整合を図る必要性があります。

これらのことから、地域生活支援事業の利用者負担については、下記のとおり答申します。

記

- 平成28年度から、移動支援サービス事業、18歳以上の障害者が利用する訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業の利用者負担を10%とし、市民税非課税世帯については、現行どおり無料とすることが適当と判断します。
- 18歳未満の障害児が利用する訪問入浴サービス事業、障害児自立サポート事業については、子育て世帯の負担が急激に増加することに配慮し、平成28年度及び平成29年度の2年間は利用者負担を8%、平成30年度からは10%とし、市民税非課税世帯については、現行どおり無料とすることが適当と判断します。
- 利用者負担の見直しに併せて、サービスの内容の充実に努めるよう申し上げます。

地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて

1 地域生活支援事業の概要

障害者（児）が、地域社会で充実した生活を過ごすための支援として、法定の障害福祉サービスと市が独自に行う地域生活支援事業のサービスがある。

地域生活支援事業は、国の「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、市でサービス内容と利用者負担について決定し実施している。

本市の地域生活支援事業のうち、障害者（児）が利用する個別給付のサービスは5事業があり、市民税課税世帯については、日常生活用具給付事業の利用者負担は10%、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業及び障害児自立サポート事業の利用者負担は5%としている。市民税非課税世帯の負担はない。

2 地域生活支援事業の利用者負担見直しの理由

障害福祉サービスについては、平成19年度には利用したサービス量に応じて、一律に10%の利用料を負担する「応益負担」制度であったが、その後の改正により、利用した人の支払い能力に応じて10%の利用料を負担する「応能負担」制度になっている。また、障害福祉サービスの内容も充実し、地域生活支援事業と類似するサービスが増えている。

地域生活支援事業の利用者負担を決める際（平成19年4月）に、障害福祉サービスと同じ10%とすると、利用者の負担が大きいため、移動支援サービス等の4事業については、利用者負担を5%とした。この負担軽減策が相当の年月が過ぎており、障害福祉サービスの利用者負担と整合を図る必要がある。

また、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネットにおいて、次のご意見をいただいている。

- ・ 利用者の負担が増えるだけでなく、サービス内容を充実し、利用しやすくしてほしい。
- ・ 子育てをしている世帯の負担が大きくなるので配慮をした方が良い。

3 地域生活支援事業の利用者負担見直しの内容

- ・ 平成28年度から、移動支援サービス事業、18歳以上の障害者が利用する訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業の市民税課税世帯の利用者負担を10%とする。（市民税非課税世帯は現行どおり負担なし。）
- ・ 18歳未満の障害児が利用する訪問入浴サービス事業、障害児自立サポート事業については、子育て世帯の負担の激変緩和策として、平成28年度及び平成29年度の2年間の利用者負担を8%とし、平成30年度から10%とする。（市民税非課税世帯は現行どおり負担なし。）
- ・ 利用者負担の見直しに併せてサービスの内容の充実に努める。

障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について

障害者の在宅福祉介護料は、介護が必要な障害者を在宅で介護している人の労に報いるため、重度心身障害児福祉年金は、障害児の保護者に対し福祉の増進を図るため、心身障害者通園奨励費は、心身障害者等の施設の通園に要する経費の一部を助成するために、現金の支給を行っています。

これらの事業が創設されてからこれまでの間に、国の制度が変革し、障害福祉サービスが充実してきたことを踏まえ、それぞれの現金支給のあり方については、下記のとおり答申します。

記

- ・ 障害者の在宅福祉介護料については、介護をする人に向けた支援は、本事業のみであること、高齢者の在宅福祉介護料と整合をとる必要があることなどから、当面は現状のとおり継続することが適当と判断します。
- ・ 重度心身障害児福祉年金については、障害児の保護者にとって通院、通学、通所の際の移動が負担となっていること及び障害児通所施設が足りないことなどを補うために、当面は現状のとおり継続することが適当と判断します。
- ・ 心身障害者通園奨励費については、通所・通園のための交通費を負担する人に対して支援が必要なことから、継続することが適当と判断します。ただし、自転車、徒歩については、交通費の負担がないため、対象から除くことが適当と判断します。
- ・ なお、今後においても介護サービス、障害福祉サービスを取り巻く状況などの変化を見ながら支給のあり方を検討されるよう申し上げます。

障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について

1 事業の概要

障害者の在宅福祉介護料は、介護が必要な障害者を在宅で介護している介護者に対して、その労に報いるとともに、家族の福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障害児福祉年金は、障害児の保護者に対し、福祉の増進を図ることを目的に、また、心身障害者通園奨励費は、心身障害者等の施設に通園する障害者又は保護者に対し、通園に要する経費の一部を助成することにより、この更生を援助し、福祉の増進を図る目的として、長年に渡り市の単独事業として現金の支給を行ってきた。

2 支給のあり方見直しの理由

障害者の在宅福祉介護料については、平成 18 年から 4 年間をかけて支給額を削減した経過があり、同様の事業を行っている他市と比較して本市の支給額は最も低いものとなっている。介護をする人に向けた支援は、本事業のみであり、同様の要件で支給している高齢者の在宅福祉介護料と整合をとる必要がある。

重度心身障害児福祉年金については、通院、通学、通所の際の移動や、障害福祉サービスを身近な地域で十分に受けられないことなどが障害児の保護者には負担となっており、個々の事情により様々な支援が求められるため、現金を支給する方法が妥当であると考えられる。

心身障害者通園奨励費については、障害福祉サービスを利用するに当たり通所・通園のための交通費の負担に対する支援が必要な人に対して行うものであり、交通費のかからない自転車、徒歩は、対象から除くよう見直すことが妥当であると考えられる。

3 支給のあり方見直しの内容

障害者の在宅福祉介護料及び重度心身障害児福祉年金については、当面は現状のとおり継続することとし、今後においてもサービスを取り巻く状況の変化を見ながら支給のあり方を検討をする。

心身障害者通園奨励費については、通所、通園にかかる費用負担を支援する方法が他にない人に対して、助成するという目的のために継続する。ただし、自転車、徒歩については、交通費の負担がないことから対象から除く。